

第6章 円滑なサービスの利用及び提供について

1 総合的な相談・支援体制の確立

保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の3職種の揃う地域包括支援センターを設置し、要介護状態になる前からの一貫したケアマネジメントや権利擁護に努めることで、高齢者の生活を支え、また、総合的な相談・支援を行い、民生委員、ボランティア団体等とも連携を深め、身近で気軽に相談のできる体制を構築します。

2 公平・公正な要介護認定

介護保険のサービスを利用するためには、要介護認定を申請して、要介護認定を受けする必要があります。この要介護認定が公平・公正に行われることで、介護保険への信頼も高くなります。

要介護認定調査は、市職員・指定市町村事務受託法人及び指定居宅介護支援事業者等が行うこととしています。指定市町村事務受託法人においては新規・更新等申請の認定調査を、指定居宅介護支援事業者等においては更新等申請の認定調査を委託することができます。

要介護認定は、要介護認定調査と主治医意見書の内容を、保健・医療・福祉に関する学識経験者で構成される介護認定審査会で検討し、最終判定が行われます。

要介護認定調査員・主治医及び介護認定審査会委員に対し、研修等を実施して公平・公正な判定を行います。

3 適切な介護サービス計画（ケアプラン）作成

要介護認定を受けたあと、それぞれの介護度に応じて、適切なサービスの組合せを考えることとなります。これを「介護サービス計画（以下「ケアプラン）」といいます。

介護給付（要介護1～5）については、「介護支援専門員（ケアマネジャー）」がケアプランを作成します。予防給付（要支援1、2）については、地域包括支援センターの責任において、予防給付のケアプランが作成されますが、ケアプランの原案作成は、居宅介護支援事業所に委託する場合があります。

適切なケアプラン作成が行われるように、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターに対して次のような支援策を行っていきます。

（1）課題分析力の向上

適切なケアプランを作成するためには、利用者の状況を的確に把握し、何が課題となっているのか分析する能力が必要です。この能力を高めるための研修を実施します。

(2) 情報提供

利用者の課題を解決するためには、その「手段」についての知識が必要となります。その知識を深めるための情報提供の充実に努めます。

(3) 業務支援

ケアプランの作成や文書の作成、また金額計算などの「事務的」な業務の効率化を図ります。

4 円滑にサービスを利用するために

(1) 生計困難者への対応

① 保険料・利用料の減免

生活保護は受給していないものの、収入が少ないなどの理由から生計が困難である方については、引続き保険料とサービス利用時の自己負担金の減免制度を実施します。

② 各種減額制度の周知

市民税非課税世帯の方などが介護保険施設等を利用した場合、食費や居住費の負担が軽減されるなど各種減額制度があります。このような減額制度について周知を図ります。

(2) 情報の提供

① 事業者情報の提供の充実

利用者が適切に介護サービスを選択するため、必要な事業者情報を公表する「介護サービス情報の公表」をはじめ、広報による周知やパンフレットの配布等、利用者に役立つ事業者情報の充実に努めます。

② 地域情報の共有

地域での情報共有を推進するため、民生委員をはじめとする地域と行政、サービス事業者等との連絡会を開催するなど、連携に努めます。

③ 介護保険事業の趣旨の普及啓発

介護保険制度は、公費と保険料で成り立っている制度であるため、費用負担や制度の仕組みなどを広報し、適正な利用についての普及啓発に努めます。

また、本市の介護保険の取り組みや財政状況等について、機会を捉えた情報提供を行っていきます。

5 円滑にサービスを提供するために

(1) サービスの質の向上

① 事業者指導の実施

地域密着型サービスについて指導指針を策定し、それに基づいた事業者指導を行っていきます。また、中核市として行っている介護老人保健施設への指導や特別養護老人ホームに対する指導も引き続き行います。

② 研修内容の充実

サービス事業者に対して、「実務者」、「管理者」等職種別やサービス種類別などの研修を実施していきます。

また、医療機器を利用している方や感染症にかかっている方に対応できるように、研修内容についても検討していきます。

③ 事業者連絡会との連携

サービス事業者の連絡会と連携し、保健・福祉に関する情報やサービス提供のノウハウなどの共有化を図り、サービスの質の向上を目指します。

また、各事業者連絡会の交流を図るための場を提供していきます。

④ 地域における医療と介護との連携

支援を必要とする高齢者ができるだけ住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、地域包括支援センターが中心となって保健・医療の専門職、NPOやボランティア、地域住民同士で行う支援（インフォーマルサービス）など、それぞれが連携して効果的なサービス提供を行う「地域包括ケア」の体制整備を目指します。

(2) サービスの確保について

本市の要介護認定者数やサービス利用などの状況を適宜明らかにすることにより、事業者の参入を促します。

また、サービスを円滑に提供するための諸策を適切に行っていくことによって、事業者の参入意向を高め、必要なサービス量の確保を図ります。

6 人材確保の方策

福祉・介護サービスの基盤である質の高い人材を育成し、安定的に確保していくためには、福祉・介護の現場で働く人たちが意欲とやりがいを感じて働き続けることができるようにキャリアアップにつながる研修や、就業していない有資格者の再就業を促す研修などが必要であると考え、以下のような方策を行います。

- ・ 各種団体が実施する研修に講師派遣などを協力します。
- ・ 福祉施設や事業所における職員の実情把握に努めます。
- ・ 国や県に対して人材確保を必要に応じて働きかけます。
- ・ 地域における人材養成のため、民生委員等の研修活動への支援や、健康づくり・介護予防の講習会などを活用してリーダーの育成に努めます。
- ・ 福祉や介護の仕事に対する理解と認識を深めるための広報に努めます。

7 地域福祉の展開

住民の社会福祉に関する活動への積極的な参加のため次のことに取り組みます。

- ・ 高齢者の総合的な相談・支援のため、地域において窓口である地域包括支援センターの役割がますます重要になると位置づけ、積極的に支援します。
- ・ 地域においては、ひとり暮らしの高齢者が孤立することがないように、近隣の方や民生委員等の協力を得ながら、見守り助け合う地域づくりを支援していきます。
- ・ 地域福祉全体の向上を図るとともに、市民の健康づくりを増進するためさまざまな場面において、「地域福祉計画」及び「健康増進計画(新健康よこすか21)」との連携を図っていきます。
- ・ 横須賀市社会福祉協議会が行う地域福祉活動と連携を図ります。
- ・ 地域の創意工夫により、住み慣れた地域で住民同士が互いに助け合って生活が継続できるよう、地域活動や地域コミュニティに協力していきます。
- ・ 地域福祉活動の事例紹介

地域福祉特区事業認定団体

- | | |
|----------|--|
| 平成 17 年度 | 北下浦地区フリフリグッパ一体操を広める会
みかん台ボランティア会
三浦半島パソコンサポートネット |
| 平成 18 年度 | 湘南たかとり福祉村
久里浜台「キューピークラブ」 |
| 平成 20 年度 | 助けあい栗田 |